

紺屋取締一件帖

林寅喜

(会員・佐伯市中の島)

『解説』

江戸時代の農民は、衣類や寝具に木綿以外の布地を用いることは禁じられていた。そこで彼等は自ら綿を育てて収穫し、糸を紡いで機はたを織り、布地を仕立て染めにして縫い上げ、用途に応じて重用していた。

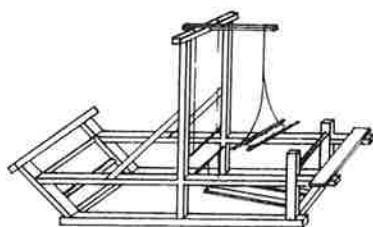
その染めを生業とするのが紺屋職人で、当時は何処の村でも二・三軒の紺屋があつた。これ等は今でも各地に屋号として残っている。したがつて、藩内には数多く紺屋があつたと思うが、この職業が今日でいう許認可制度であつたということは、この文書を解説して初めて知つた。

そこで内容をさらに検討して見ると、当時の農漁村で

は他の職業と比較して収入がよかつたのか或いは安定していたのか、権利の貸借とか売買が、無許可で頻繁に行なわれていたようである。そこで藩は、これ等不法な取引を禁止すると共に、染色の濃淡など業務の内容まで指図して、価格を定め表示を義務づけるなど、厳しく取り締まつていたようである。

一方では係の役人を随時巡回させるなどの措置を講じたりして、今日監督官庁が行なう定期監査と同じような業務を昔もしていたという事実が、この古文書の解説によつて明らかとなつた。こうした社会制度を考慮しながら読んでいくと、江戸時代における庶民生活の実態をより詳しく知ることが出来る。

古文書は、むづかしくて読み辛いとよく言われます。そこで多少でも読み易くなればと思い、原文に返り点(レ)一・二点を書き込んで見ました。参考になれば幸いです。



機織り器具

卷之三

一
古所傳之譜

覺

一御領内紺屋共、締らずの義(儀)

これ有り、去ル天保二卯年、御取締

仰付られ候上、始めて御免札(ごめんさつ)
(許可書状)

御渡相成候処、近年一統（一同
仲間全体）

相緩ミ、種々猥敷みだらしき
（乱れる
乱雜になる）義（儀）も

これ有ニ付、猶又、此節

左の通り、御取締

仰出され候、

西漢
長沙王
印

162

一 天保二卯年御免札

御渡御免札引揚書改

御渡御免札引揚書改

御渡御免札引揚書改

御渡御免札引揚書改

御渡御免札引揚書改

御渡御免札引揚書改

一 紺屋株、売買貸借の義(儀)、

天保二卯年、御渡御免札、

此節、残らず御引揚書改、

御渡二相成候間、町方は年寄

共手前、在・浦(農村・漁村)は、大庄屋

庄屋共手前え、急度(屹度)願

置申べく、時々改方の者、差遣候間、其分相

心得べく候、

假令ハ而爾候後

假令

家の口成りよしと申候

おう、在る事あらゆる事

おきに事も並無ニ上縫

職事並平山ニ内々賣

雲居屋事も併合

其事其株も並無

合ひ候事也

ありて居候事

他村は勿論、假令(たとい)一村内ニて、

親子兄弟たりとも、軒別

相分り居候ハバ、其度々双方より

願書差出し、願済の上、紺屋

職相始申べく、万一内分(なぶん)にて、売

買貸借など、不正の紺屋

これ有候ハバ、向後(きようご)今後、其株、御取揚

仰付られ候間、兼て(かね)（予て）右様

相心得居申べく候

付呈毛筆解説書

みる様候にて此より
御ち御藍と唱へ、もと
萬の御屋の御事で
て毛筆を書く事
の如き御見三月
御用捨一月
限月二至候
五一限月を過て、染物いたし

附(追伸) 是迄紺屋株売買

又は、貸借いたし候者ども、

跡(後)にて残藍(あい)と唱へ、長々

染物致居候向も、これ有

由、甚以紺敷(はなはだもつとまきわらじく)、不埒(ふらぢ)の事

ニ候、向後(今後) 残藍二ヶ月、

御用捨(ごようしや) 仰付られ候間、

限月(期限) 二至候ハバ、相止申べく候、

五一限月を過て、染物いたし

卷之三

乙

候ハバ、急度曲事(くせごと)（けしからぬから(きつ)と処罰する）仰付

一染物直段(値段)の義(儀)、兼て(予て)御定

仰付られ候通り、取引致べく候、

藍玉諸色など、高直（高值）又は

下落二相成候節は、其

度々、正路セイロ
(正しい道)二訴出べく候、

御吟味（取り調べ）の上、直段（値段）御定

仰付られ候

陽の氣は並ば
る。人間の氣は
是玉の氣色ある事無
く、其の氣色が
ある事無く、
謂ひ得る。謂ひ得
る所爲之上、其の氣

一御渡染色候候、あ

ナム御未申候事御渡染色

候候、此後未申候事

未申候事御渡染色候候、

未申候事御渡染色候候、

未申候事御渡染色候候、

未申候事御渡染色候候、

一
つ
は

一御渡染色（色見本）種類の外、

当時は種々手組み、染色

仕出し、直段（値段）なども勝手ニ

相定め、受取候向もこれ有由、

甚^{はなはだまきらわく}紛敷^{ふらち}、不埒^{ふらち}の事ニ候、

これに依り、右御渡染色の外、

当時^{もつばら}專^{めい}流出候色物・形物、染色
名目直段（値段）など、追て書出

申べく候、

附止付 = 付置

附（追伸）兼て御停止仰付置かれ

山浦在浦百姓共不似合

候通り、在浦百姓共、不似合

主事染色假令

高直（高値）の染色、假令たとい（仮令）頼

參候とも、決て受合申

間敷候、

一染物直段（値段）、上下モ仰付られ、
候節、是迄在浦紺屋共え

両町（内町）紺屋共より、通達に及ばせ

候得共、向後町方は、是迄

の通相渡し、在浦えは別段

一染物直段上下モ仰付
候節、是迄在浦紺屋共え
両町（内町）紺屋共より、通達に及ばせ
候得共、向後町方は、是迄
の通相渡し、在浦えは別段

書付相渡べく候間、右様
ありぬにて

御定直段書付写

五里を隔てた國へ

みどりまち

かき通す事あらず候

仕事の身の通じ

聊(いさゝかも)（此）、心得違これ無、御法度(ごはつと)（禁ずること）
折々、紺屋共、職場立廻り、

仰付られ候ニ付いては、役人共
右の通(り)、此度御取締

取(とり)、町在浦紺屋共、職場え
張置かせ申べく候、

相心得申べく候、
附（追伸）御定直段（値段）書付写

都合の事にて

卷之三

近世之書

形改易
古今圖考

卷之五

卷之三

三
=

卷之三

乙未三年九月

筋堅（固）相守_り、正路二渡世

致べき旨、精々申付べく候、

猶、改方の者、時々差

廻し、万一御法度に相背候者

これ有候ハバ、急度（屹度）
御咎おとがめ

仰付らるべく候間、手堅てがたく（固）

相心得申べく候、以上

弘化三(一八四六)午年

十二月

この古文書は、高宮昭夫氏（会員・米水津村浦代）から提供されたものです。